

平成22年第2回訓子府町議会臨時会会議録

議事日程

平成22年5月7日(金曜日) 午前11時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(2名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第40号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第41号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八鍬光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
上下水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

開会の宣言

議長（橋本憲治君） 皆様、早朝より開拓記念日のつどい大変ご苦勞様でございました。それでは、定刻になりました。ただいまから、平成22年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

議会運営委員長の報告

議長（橋本憲治君） 上原議会運営委員長から本日の議会運営について、報告を願います。

議会運営委員長（上原豊茂君） 悪天候の中、開拓記念行事の参加ご苦勞様でした。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成22年第2回臨時会の運営について、協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は2件であります。

なお、本臨時会では、町長からの行政報告はありませんので、平成22年第2回臨時会招集の挨拶を受けることになっております。よろしく願いいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会からのご報告を終了させていただきます。

議長（橋本憲治君） ご苦勞様でした。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は、全議員の出席であります。

なお、田古選挙管理委員長から欠席する旨の報告がありました。

さらに、上野管理課長から、欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が2件であります。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、3番、山本朝英君、4番、川村進君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

町長挨拶

議長（橋本憲治君） ここで、本臨時会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございましたので、発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第2回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき改めて厚くお礼申し上げます。

本臨時町議会にあたり、今回提案させていただいております国民健康保険税の税率改正に関しまして、前段に若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

国民健康保険税の税率改正につきましては、厳しい国民健康保険会計の現状を踏まえて「まちづくり懇談会」、各地域で開催された「ふるさと懇談会」、「広報くんねっぷ」などで町としての考え方を説明し、3月16日の町議会全員協議会で審議をお願いしたところでございます。

このたび、議長、副議長から全員協議会での結論である「今回の税率改正は法定限度額の引き上げにとどめるべき」の考え方を真摯に受け止め、今臨時町議会にて条例改正の提案をさせていただきました。

現在、平成25年度に向けて国の医療制度改革が進められようとしており、その推移を見守りながら、当面、厳しい国民健康保険会計運営の「赤字分」を一般会計から繰り入れ、値上げ幅は法定限度額にとどめることにいたしました。

今後も町民の皆様には、国民健康保険会計の現状をご理解いただきながら、制度の改革を国や北海道へ求めていく考えでありますので、議員の皆様には、より一層のご理解とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今回提案させていただいております2件の議案の概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思っております。

今回提案しています議案は2件でございます。

まず、1件目は、前段でご説明させていただきました国保税の税率改正と地方税法の改正に伴う「町税条例の一部改正」でございます。

次に、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正と低開発地域工業開発促進法に基づく期限経過による「訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定」を提案させていただいております。

以上、2件の案件の詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

議案第40号、議案第41号

議長（橋本憲治君） 次に、日程第3、議案第40号、日程第4、議案第41号を議題といたします。

各案に対する提案理由の説明を求めます。

議案第40号、議案第41号まで、順次説明を願います。

町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 議案第40号について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

議案第40号 町税条例の一部を改正する条例の制定について。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、現下の社会・経済情勢等を踏まえた「平成22年度税制改正」により、所得税法、租税特別措置法、地方税法等の一部改正に伴い改正するものでございます。

改正条文を2ページから8ページまでに記載しておりますが、長文かつ複雑であるため、9ページ以降の「町税条例の一部を改正する条例の概要」により、主な改正点について、ご説明させていただきます。

なお、施行日につきましても、各項目の下段に記載させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、9ページをお開き願います。

項目1の第36条の3の2「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族の申告」と項目2の第36条の3の3「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族の申告」であります。扶養控除の見直しにより、0歳から16歳未満の年少扶養控除が廃止されることになりました。給与所得者及び公的年金等受給者の扶養の申告につきましては、所得税において申告をすることになっておりましたが、今回の改正により、所得税においては、年少扶養控除に関する情報の収集が必要なくなりますが、個人の町民税の非課税限度額の判定基準の算定に扶養親族数を用いているため、町民税で申告が必要となることから新たに規定するものであります。

なお、申告書は給与支払者を經由して町長に提出することになりますが、給与支払者が受理したときが町長に提出されたものとみなすことになっております。

施行日につきましては、平成23年1月1日であり、町道民税は、平成24年度課税分からとなります。

次に、項目3、第44条「給与所得者に係る個人の町民税の特別徴収」であります。65歳未満の方で公的年金等の所得を有する給与所得者は、公的年金等所得分に係る所得割額につきましては、普通徴収により納付することになっておりましたが、給与所得の均等割額と所得割額の合算額に加算して、給与から特別徴収することに改正するものでございます。

ただし、年金所得分の所得割額について、普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出があった場合は、普通徴収の方法で納付することができるものであります。

施行日は、平成22年4月1日でございます。

次に、項目4、第95条「たばこ税の税率」であります。たばこ税の税率につきましては、国と地方をあわせて1本あたり3.5円の引き上げが行われることになりました。このうち、市町村たばこ税の税率は、旧3級品以外の製造たばこで、1本あたり1円32銭の引上げであります。条例の規定は1,000本につきと規定されていますので、1,000本あたり1,320円の引上げで、3,298円が4,618円に改正するものでございます。

また、下段の項目9、附則第16条の2「たばこ税の税率の特例」であります。ここには、旧3級品の製造たばこに係る税率改正を記載してございます。旧3級品の製造たばこは、わかば・エコー・しんせいなど6銘柄が該当しますが、これらは、1,000本につき626円の引上げで、1,564円が2,190円に改正するものでございます。

なお、附則のたばこ税の経過措置で規定しておりますが、新税率が施行される平成22年10月1日前に旧税率によって課税された製造たばこを2万本以上所持している卸販売業者や小売販売業者等は、新旧税率の差額を納税することになります。

施行日は、平成22年10月1日でございます。

次に、項目5、第142条「国民健康保険税の課税額」でございます。国民健康保険税の課税限度額を基礎課税額が47万円から3万円引上げて50万円に、後期高齢者支援金等課税額が12万円から1万円引上げて13万円に、地方税法の改正と同額で改正するものでございます。

次に、項目6、第163条「国民健康保険税の減額」であります。課税限度額の引上げに伴い、均等割、平等割の減額にあたって、減額して得た額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の限度額を超える場合には、課税限度額と同額に改正するものでございます。

次に、項目7、第163条の2「特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例」であります。非自発的失業者の国民健康保険税の軽減の創設でございます。非自発的な理由により離職した一定の者、この方々が特例対象被保険者等といたしますが、国民健康保険の被保険者が雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者の対象となった場合に前年所得の給与所得分は100分の30とし、所得割を算定するとともに減額の判定をするものでございます。軽減期間は、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年の翌年度末までとなります。最大で2年になろうかと思えます。

なお、雇用保険の特定受給者とは、倒産・解雇等の事業主の都合により離職した者。特

定理由離職者とは、雇用期間満了や心身の障害、疾病、負傷など正当な理由のある自己都合により離職した者でございます。

次に、項目 8、第 164 条の 2「特例対象被保険者等に係る申告」であります。先ほど説明しました雇用保険の特定受給者及び特定理由離職者に該当し課税の特例を受けようとする者が、すべき申告について規定するものでございます。

施行日は、今説明しました項目 5 から項目 8 の国民健康保険税の改正は、すべて平成 22 年 4 月 1 日であります。

次に、10 ページをお開きください。

項目 10、附則第 19 条の 3「非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例」であります。非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の創設でございます。平成 24 年から実施されます上場株式等に係る税率の 20% 本則税率化にあわせて、平成 24 年から平成 26 年までの間に金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届け出た口座を非課税口座といいますが、この口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得について、口座を開設した日の属する 1 月 1 日から 10 年以内に限り、非課税とされたことにより新たに規定するものでございます。

施行日は、平成 25 年 1 月 1 日でございます。

次に、地方税法等の改正に伴う対応条項のずれの整理及び条項の追加に伴う条文の整理等についてであります。条、項目を記載しておりますので、ご覧いただくこととし説明は省略させていただきます。

次に、附則をご説明いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。

附則であります。第 1 条は、施行期日について規定してありますが、主な施行日は説明させていただきましたので省略させていただきますが、1 点だけ説明させていただきます。第 5 号の第 54 条第 6 項の改正規定の施行日であります。地方自治法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 号）の施行の日となっております。これは現在、この法律が国会に提案中でございますので、この法律が国会で可決され施行した日がこの改正の施行日となるものであります。

また、法律番号についても現段階ではわかりませんので としており、国会で可決された後に示されるものでありますのでご理解願います。

次に、第 2 条では、町民税に関する経過措置。

第 3 条では、固定資産税に関する経過措置。

第 4 条では、町たばこ税に関する経過措置。

第 5 条では、国民健康保険税に関する経過措置となっております。

以上、議案第 40 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして、議案第 41 号について、ご説明申し上げます。議案書の 11 ページをお開きください。

議案第 41 号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

固定資産税の課税免除につきましては、訓子府町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例により、低開発地域工業開発促進法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき行ってきたところでございます。この度、当該過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、適用期限が延長されました。

また、低開発地域工業開発促進法に基づく固定資産税の課税免除措置適用期限の経過に伴い、訓子府町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止し、新たに訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定しようとするものでございます。

なお、条例の内容につきましては、現行の訓子府町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例と大きな変更はございませんが、文言、表現など一部変更しておりますので全面改正としたものでありますのでご理解願います。

それでは、条例案のご説明をいたしますので12ページをお開きください。

はじめに、条例の名称であります。訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例としております。

本文であります。第1条では、この条例の趣旨を規定しておりますが、製造の事業、情報通信技術利用事業若しくは旅館業の用に供する設備を新設、増設の場合、地方税法により、固定資産税の課税免除を行うことができることから必要な事項を定めるとしていません。

第2条では、課税免除の期間等を規定しており、過疎地域として指定を受けている期間内において、租税特別措置法に規定の適用を受ける家屋及び償却資産を新設、増設、土地については、取得の翌日から1年以内に対象家屋の建設の着手があった土地に限り、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分の固定資産税を免除すると規定してございます。

第3条では、課税免除の申請であり、課税免除を受けようとする場合に、申請書の提出と申請書の提出期限を規定してございます。

第4条では、課税免除の取り消しの規定であり、課税免除の要件を欠くことが明らかになったときや虚偽の申請その他不正行為があったときは、課税免除を取り消すことができると規定してございます。

第5条では、規則への委任であり、施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則でございますが、施行期日を、この条例は公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用するとしております。

2項では、現行の訓子府町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の廃止を規定しております。

3項では、経過措置として、この条例の施行の際、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により、なされたものとみなすと規定してあります。

4項では、この条例の失効を規定していますが、過疎法の適用期限であります平成28年3月31日限りで効力を失うと規定してございます。

以上、訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例について、ご

説明いたしましたので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 以上で議案第40号、議案第41号までの各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第40号、議案第41号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第40号の質疑を行います。議案書1ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 9ページの項目5について、質問をいたします。

先ほど、冒頭の挨拶の中でふれてくれましたが、町長が議会としての方向付けと表現をされましたが、あの件につきましては、議会の意見を聞きたいということですので、議会として、まとまった方向ではないと理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

国民健康保険税の課税額についてであります。今回の条例改正では、先に申し上げましたように、昨年の町広報で5月から10月までの6回のシリーズをもちまして「国保の明日を見据えて」として、全町民に訓子府町の国民健康保険への実態を詳しく公開してございます。それを踏まえて12月に「まちづくり懇談会」を行い、一般財源からの繰入金は当時点、12月時点ですが、3,600万円の繰入金である。3月の補正で最終的には、4,400万円になった訳ですが、これは、町の説明にありましたが、他の保険加入者との公平性にも問題があり、さらに、財政が極めて厳しい状況中で、町からの法定外繰入額3,600万円の約3分の1を国保税として、約1,000万円程度負担をお願いできないだろうかとの説明でございました。懇談会には、残念ながら出席者のすべてが市街地の方々ばかりでしたが「高齢化の時代だから仕方ないのではないか」、「町の財政に頼るだけでは済まないだろう」等の意見が主で、値上げ負担もやむを得ないと町民の理解を得られた内容だったと私は思います。この条例改正案では、今回の増税分として、およそどれくらいとなるのか。というのは、3分の1程度の1,000万円をお願いしたいという中で、その辺のこの限度額の上げ方で1,000万円になるのかお伺いをしたい。

また、町長が国保の現状を懸念されていた一般会計、いわゆる町税の使い方、公平性について、今回の件で、処理されたと考えているのか。

まず、この件について、今回の提案の経過を伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2点のご質問をいただきました。

まず、1点目は、今回の法定限度額の改正によって、いくらぐらいの補てんがされるのかということでございます。これにつきましては、法定限度額を改正後の影響等で申しますと663万5,400円を見込んでいるということでございます。当然、大枠で3,000万円から4,000万円の一般会計からの繰り入れを予測している状況でございますから、この金額だけでは100%補えるものではないということは、議員のご指摘のとおりでございますし、いくぶん平成21年度の税収で、若干高額所得者が増えるという予想も立ててはおりますが、いずれにしても1,000万円に到達するものではないというこ

とでございます。

2点目の国保税の公平性の問題についてのご指摘がございます。これは私自身も何度もお話をさせていただいているとおり本来的には、保険の被保険者等が、この赤字分について、国、北海道、市町村、それから保険者そのもの自体が、この赤字分を保険税の中で補てんするというよりは、お支払いいただくことの原理原則は、いまさら申すまでもない状況でございます。そのことによって、今回、法定限度額のみにとどめ、所得割やそれらの負担について、求めないことは、ご指摘のとおり公平性の問題から言うと決して問題がない訳ではないのは、従前からお話ししたとおりでございます。

しかし、全体的に見ますと国内全体で、この赤字補てんに対する実質的な繰り入れにつきましても、市町村の国保は、およそ2,585億円の金額を全国的に補てんしている問題がございます。

さらには、この国保税の経過からしましても、国の負担割合が、かつて50%近いものが、今、20数%にまで落ちながら保険者の負担はそれぞれをかなり高額なものといえますか、負担割合を高めながら、この国保会計を維持してきている状況をかんがみたくも、もう1点説明でも申し上げましたとおり、平成25年度に国保会計あるいは後期高齢者医療会計等も国が検討する。25年を目途にすることを考えながら、今日の経済状況を検討、熟慮し、その上で今回につきましては、法定限度額のみを国が示した限度額いっぱい提案をさせていただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。増税は、必ずしも歓迎される内容でないことは、十分承知のとおりでありますし、冒頭の説明の中で、現状の不況の中では、非常に負担が重い。これもいろいろ25年度に国の方針も変わっていく可能性もありますが、どの保険も原則として、独立採算が基本であります。だから特別会計なのです。このことを議員の中で論議をした中で、所得割については、配慮という意見が大変多くございました。この所得割というのは、言うまでもなく、生活保護世帯のゼロから上限は600万円以上まで28段階、23万円ずつ細やかに、その世帯の所得に見合う税額になっており、公平な分担の内容であると思っております。現在まで国保加入者は、先の道新にも大きく載っておりましたが、県あるいは市町村によっては、納税率が80%を切っている。このようなことも運営に大きな影響があるとも載っておりましたが、おかげさまで当町の場合、国保加入者は、高額な負担にもまじめに納税し、その率も98から97%と1%下がった状況でありながらも、極めて高い努力をされていると私は思います。

そこで、1点目として、この所得割方式に問題があるとお考えでしょうか。

また、この将来くるであろう値上げの時に、今回、私は異例とも言える法定限度額のみを上げた。どのような状況になった時、所得割を加え、まじめに払っている人あるいは滞納者がいることも実際知っておりますが、内容を見ますと給料やクミカンから自動的に引かれるものは、非常に納付率が高い。いやおうなしに引く。督促をもらって払いに行く人は、担当課の状況も耳にしますと減額の相談にも来ない。全く不公平である。役場の職員もかなりの努力があり、最近すべての納税率が上がっております。これは景気が良い訳ではない。皆苦しいのです。その中で払っている人の公平感を考えますと私はこの所得割は、外すべきではないし、町民にあれだけ詳しく報告し、出席者は100人であったにしても、

いずれも公平なことを信じての値上げは、やむを得ないとの内容であったはずだと思います。不納欠損も4百何万円に達している。これは、もし、公平でないとしたら、まじめに払っている人が、これを考えた時に非常に不公平な内容になりはしないかと思います。例えば、今回の不況により、所得が変わっているから配慮しなければ、滞納者が出るとの考えをもった議員もおりましたが、これを外したことが本当にその解決になるのかと思います。私は基本を崩すべきでないし、できれば総額で660万円になるのであれば、2つの方法を加えた中で、公平性を保つのが筋だと考えます。国保会計は、20年度に基金が底をついた。町長は就任当時から国保会計を非常に心配されておりました。基金がゼロになる20年に800万円の繰入金。21年に4,400万円。22年度の予算では3,600万円。3年間で8,800万円となります。これについて、今後ともこのような状況が続いた場合、限りなく繰入金で補てんしていくつもりなのか。その限定的なものは持ち合わせていないのか。もし、このことが町民や他の保険者が知った場合、非常に不公平感につながりますし、そのようなことが心配されます。その考え方を伺いたい。ご承知のように国民は皆保険制度として、全ての人、必ず医療保険に加入するということが制度化されております。でき得るなら私は、厳しい大変な時であっても訓子府町の国保は、安全を維持するためには、言葉が適切ではありませんが、その場だけの対応ではなく、少なくとも先を見通した条例改正であるべきだと思いますが、この件についてのお考えを伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、総体的には2点の質問と理解をしております。

1つは、その場しのぎ的な保険税の法定限度額のみでのやり方でいいのかどうか。これは、何度も申し上げていますが、基本的には税負担の公平性のことからいきますと所得割も含めてお願いをするのが筋なのかもしれません。

しかし、かつて65歳以上は、医療費が無料だったはずなのですが、今、後期高齢者医療制度も含めた新しい制度も、かなりの問題点を全国的に指摘されている状況にあることも事実でありますので、私は、ある意味、この3年間の推移を見ながら、法定限度額にとどめさせていただきたい。それは、決して矛盾するというよりは、法定限度額を国の提示している最高限度額に合わせておくということが1つであります。そのことによって、税そのものが矛盾するというよりは、保険者である市町村に委ねられている部分がございますので、今回、私の税の基本的な考え方は、累進課税として、所得の高い人たちには現状よりいくぶんの負担をお願いし、そして、ここ数年の状況を見守らせていただきたいということでございます。これは、単に訓子府町だけではなくて、全国的にもそのような状況を見ながら、この保険制度のありようを変え、北海道や国が保険者として、実行できる制度にさせていただきたいというのが、北海道町村会、全国町村会でのこの制度に対する考え方でございますので、私はこの3年間、見定めさせていただきたい。改めて、国の医療制度改革等も含めた状況を見極め、この状況が恒常的に続くのであれば、さらにきめ細かく、例えば、低所得者に対する一層の配慮の方法を具体化していかなければならないし、所得割も含め、全体的に町民の皆さんのご理解をいただきながら、改めて提案をさせていただく。今回につきましては、できるだけ低所得者の方に負担のかからないように限度額のみ国の基準に合わせることをご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 4番、川村です。今の質疑やり取りで、税の公平、不公平の言葉が出ていますが、私は、税に公平も不公平もないというのが持論ですので、町長にお伺いしますが、農業者は、自分の土地にいろいろな土地改良を国などの補助でやっている。言ってみれば、国、道、町の資金で農家は財産を作っている。その考え方としては、サラリーマンからすると完全に不公平だと思っています。しかしそれは、町のやり方で致し方ないと思っています。土地改良などの基盤整備に補助する国、道、町の金は莫大なものです。その時、今の答弁で税の公平、不公平ということになれば、ここに補助する金ほど不公平なものはないような気がいたします。でもこれは、行政としては仕方がないと思いますので、町長の口から税の公平、不公平のお言葉は、私はいただきたくない。そして、今回の法定限度額を僕は、絶対上げては駄目だというの頑張った結果で、これは町側から提案されたことではなく、我々議会として提案したことです。私の先輩議員などがどうしても今回は法定限度額に抑え、何とか臨時議会を乗り切ろうというお話ですので、どうもお話を聞いていますと税の公平、不公平のお話を終始していただくことが、私は聞きにくいのですが、どうですか町長。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今回の国保税の税率の改正については、法定限度額のみを上げさせてもらうことが、税の公平性や不平等性を言っているものではないことは、私も川村議員と同じ考え方であります。もう1点で、例えば農業者に対する土地基盤整備や土地改良事業に対する税の使い道からするとこれこそがどうなのかとのご意見は、川村議員の私見でございます。これは国政やあるいは町政においても食料の安全保障ではございませんが、食料の確保を国や自治体が農業者に対する支援をしていく法律やあるいは施策であることを考えると今回の国保税とでは、平等性の比較に私はならないと理解しておりますので、ここは川村議員のご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。議案第40号にかかわる質疑の中での9ページなのですが、この中で、事務的なことの質問になると思いますが、何点か質問いたします。まず、個人の町税にかかわる、いわゆる扶養親族の申告の問題です。これは1と2にかかわってきますが、この申告書を提出することになってはいますが、先ほどの説明で給与支払者が提出するということではありますが、この時期をいつと考えているのか。その申告書の提出時期の問題をお尋ねしたいと思います。

次に、項目の3番目になりますが、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収の関係です。これは本来、税の徴収からいけば、我が国においては、税の申告納税制度が、やはり原則だと思えます。いわゆる特別徴収を天引きすることは、基本的に利便性の問題等々含め考えれば、あり得る話ではありますが、やはり相当な理解も得ながら、これは進めなければいけない仕組みではないかと思っていますので、この辺についての説明をやはりしっかりしてほしいと思っています。その部分について、関わりのある方たちに対する説明も当然必要になってくるのではないのかとの意味も含め、その辺をどのようにお考えなのかをお

聞きいたします。

次に、7番目の特例対象、いわゆる国保の関係で、この非自発的失業者の関係です。これは、今回大変なことが起こっており、今、国でもこのような形で改善策を出してきた経過もあるのですが、これについての町民に対する周知は、どのように考えているのかということです。これは、なかなか分かりづらく、例えば、被保険者が、いわゆる先ほども説明ありますが、特定受給資格者及び特定理由離職者という言葉も出ていますが、やはりこの点については、しっかりとした説明、周知がなければ、せっかくの特例も用を成さないで終わってしまうことにもなりはしないかとの心配もありますので、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

それともう1つ、判定の問題なのですが、減額判定は、どこでどの時期にするのか。これについてもお聞きしたいと思います。これは7番、8番に関わることでの質問です。

次に、10ページの10の項目ですが、非課税口座、いわゆる上場株式に対する譲渡益、それから配当益に対する優遇の問題です。これは現在、来年の2011年まで行われています。20%を10%に軽減。優遇する。それは、現在の措置が終わってこれに引き継ぐ形ととらえていいのか。その確認も含めてお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） まず、町民税の申告の関係でございますが、これについては、まだ具体的に流れてきておりませんが、おそらく所得税では、今まで同様に扶養、特定扶養、障害者扶養、配偶者扶養などをとりますので、その時に一緒に今までとおそらく変わらず申告をすることになるのではないかと考えています。今回の改正については、所得税で必要がなくなることから町民税で規定を設けなければならないという改正ですから、具体的には今までとそう大きな変わりはないと僕らも認識はしています。そのようなことで、今度は、給与支払者から源泉徴収票に、その部分が記載されるようなことで、僕らは認識してございます。

それから次に、年金者の特別徴収の関係でございます。これにつきましても、説明の関係でございますが、人数的にはかなり少ない部分であり、平成21年度課税では、16人程度でございますので、人数的には少ないことにはなりますが、文章等を入れながら周知をしていきたいと考えてございます。

それから次に、非自発的失業者の関係でございます。これにつきましては、所得税法上で、改正をされたことを確か4月だったと思いますが、広報で1回周知をしてございます。そのようなことで、これから賦課し、納付書を送付する時にも、この辺についての文章を送付したいと考えてございます。これは、さかのぼって適用できますので、その部分では、後になり該当することになれば、そ^{きゅう}及し課税することになると思います。

それから、判定の問題でございますが、これは、通常と新規の場合ですとその離職した翌日に判定することになります。ただ、例えば、家庭内のどなたかが非自発的失業者になっても、軽減は途中で受けられないことになりますので、新規の場合だけ軽減の対象になることではございますので、その時に判定するというところでございます。

それから、非口座内の関係でございますが、先ほど議員言われたように10%から本則の20%にすることではございまして、それが平成24年からになると思いますので、それ

に合わせて、20%に合わせるようになっていくかと思います。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 2番、河端です。この国保のことにつきましては、私、またまた国保の赤字増大の原因を作ってしまったので、本当に申し訳なく思っております。また、改めて、こういう国民皆保険制度の有り難さを感じているところです。

今、現状では、先ほど町長もおっしゃったように単独の市町村が保険者となり、運営する限界がきていることで、町長は、何回も国や道にいろいろ働きかけているというお話でした。それで、今回、細かいことで何点が伺います。

9ページの6、国民健康保険税の減額で163条が出ておりますが、この規定の中の163条で申しますと今までの35万円を33万円に下げたことで、この内容を見ましたら、何点が細かく条文の中で、変わっているところがあると思います。それは、細分化することによって、いわゆる低所得者、滞納が多い部分に配慮したと感じておりますが、この規定の中で、1つの枠としまして、今まで35万円の収入、所得とそれから24万5,000円の2つのくくりで、それぞれ算定されていたと思いますが、今回のこの限度額だけの引上げ提案の中で、この条例との整合性は、十分はかられているのか確認いたします。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 163条の減額の関係でございますが、議員が言われた33万と24万5,000円。これは、軽減を判定する時の金額になると思います。そのようなことで、今回、条例については、限度額の引き上げになりますので、この判定については、今までと何ら変わりはないことになりますので、33万、24万5,000円は、これは変わっておりません。先ほど今回の改正については、この減額をする場合、今までは、家族の多い場合、均等割と平等割ですから、家族の多い場合によっては、限度額を超えて軽減を受けることもあるもので、めったにはないですが、そのようなことで、限度額の先ほど50万円に合わせて、軽減する限度額も同じにする改正でございます。しつこいようですが、その軽減の判定の金額については、変更がないということでご理解をいただければと思います。

議長（橋本憲治君） 2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 文言の違いというのですか、163条の(3)の中でいくぶん変わった表現になっていると思ったので確認したかったのです。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 今回、ここの条文の中には出てきませんが、今まで163条の中でも、法第314条の何々という形で現在の条例はなっております。これが今回の改正で金額的に33万円。法は、314条の2の第2項が言ってみれば33万円の規定なのですが、それを金額に改正をしたことでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。1点だけ国保税について、滞納額の今後の徴収対策について、何か今まで以上の対策を考えているのかお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 滞納額の関係で、今後の対策になりますが、こまめに納税者というのか、滞納者と接触を持ち、そして、納税誓約書を出していただくということ。要は、話し合いながら、滞納者が負担できる中で、納税誓約書をいただきながら、地道に納税へつなげていきたいと考えてございます。それは、今回、国税の還付金につきましても、納税者、滞納者のご理解をいただきながら、これは国保税だけではありませんが、差し押さえをしながら、対応をしているような状況でございます。今後、これにつきましても続けていきたいと考えてございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本です。あまり意見がないようですので、若干お聞きをしたいところなのですが、この国保税の関係なのですが、今、法定限度の関係に手をつけないと調整金が減らされてくるとの説明がありました。この法定限度額も含めてなのですが、調整金が減ることは、何年かおきに法律などの何かでやっていると思っていましたが、これが例えば数字なのか。あるいは、年度でそのようなことが起きてくるのかということをもう少し具体的に説明をいただきたい。

それから、その関連であります。一方では、そのように限度額を上げておきながら、これはまだその段階ではないと思いますが、町長は来年度ぐらいに児童の医療費無料化をしたいというような話を聞きました。片方では無料化をして、どれぐらいの金額を予想しているのか。これは義務教育なのか。例えば、高校までなのか。例えば、金額が1,000万を超す。今、町民に負担をかける金額より、まだ上がるということであれば、今、この上げた数字は、すぐにショートしてしまうのではないのかなと単純にそのような感じがするものですから、それは子どもの医療費無料化は、非常に父兄は喜ぶのだと思いますが、片方で上げて一方で、また出ていくのであれば、また限界がきてしまうのではないのか。何か整合性がとれない感じがする。それから、もし、調整金が減るのであれば、例えば、このままおいておいたら、どのぐらい減ってくるのかも含め、お伺いをしたい。

それから、今、前段で各議員から未収金の部分が出ていました。私、農業ですから農業のことは一番知っているといつも自負しているので、いつも話をします。しかし、今、名指しで言うのはまずいかと思いますが、隣からの話もありました農業者に大変大きな予算をかけている。しかし、農業者は、町長も皆さんもご存じかと思いますが、佐藤議員からも話ありましたように、年の暮れになり、クミカンが何百万円の赤字であろうと優先的に国保税などの税金関係は、全部引くのです。だから、おそらく未納者はいないと思うのです。農業の場合は、先に引いていきますので、そして、農家は困り、暮れに保証人を頼み、また、高い金利のお金を借りてその年を越す。それを何年も繰り返していくと肩を叩かれて、もう辞めたらどうですかという。そのぐらいになるまで、税を優先しているのです。まず、そのことを1つ覚えておいてほしい。

それから、基盤整備や何かずいぶんお金をかけています。国の制度の関係もあります。しかし、これは、いつも言うように私は「農業のまち・訓子府」ですので、かけた分以上は必ず戻っていることをできたら町民に理解していただきたいと思います。すべての面で、所得税や保険税なども全部上がりますので、そのような考えをもっていることや、費用対

効果のことは、街並みか何かの話にもありますが、その時には、これだけの効果は出ています。食料だけでなく、そのこともぜひ合わせて説明していただければと思っています。それでしたが、前段の部分をまずお伺いしたい。

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

12時を過ぎましたが、この議案が終わるまで、引き続き行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認め、引き続き行いたいと思います。

それでは、説明願います。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、国民健康保険会計の国からの調整交付金のお尋ねございましたが、調整交付金の算定につきましては、非常に複雑な仕組みになっており、中身をうまく説明できないことと金額がいくらになるのかということは、今申し上げられないのですが、理論上では、国が決めている限度額を下回った限度額を設定するとその国保会計に金額的、財政的な余裕があるだろうというように国が判断し、それを考慮しながら調整交付金も算定されてくる仕組みになってございますので、いくらということは今申し上げられませんが、確実に財政的な影響は出てくると言えますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 後段の2点について、お話をさせていただきます。私自身がもし2期目をやらせていただく状況になった場合、義務教育の子どもたちの医療費を無料にさせていただきたいという考え方をもっているのは、事実でございます。このことは、国保の保険者だけではなくて、社会保険の子どもたちの医療費も含めてになります。それは、行政の1つの大事な柱として、福祉優先で、安心して全ての子どもが病院にかかることができる福祉政策を打ち出していきたいという基本的な考え方でありまして。それは例えば、置戸町では、既に今年度から小学生の医療費は領収書を持ってくれば金券をお渡しし、町で買い物をしていただく政策をとりました。遅れをとったという感じもありますが、全国的に見ると高校生まで医療費を無料にしているところもかなり出てきております。管内でも中学生の義務教育まで無料という町村は、例えば私の知っている範囲でも西興部村、あるいは小清水町などの3、4町村が既に行っていると思いますので、先般、1市2町の北見市長と置戸町長と私の3人の話の中では、可能であれば、ぜひこの地域は、義務教育の医療費を無料にすることの共同歩調をとれないかとの提案を私からさせていただいておりますので、これにつきましては、私自身がもし2期目をする立場になりましたら、改めて検討し、提案をさせていただこうと考えておりますが、粗々の試算では、義務教育までになると1,200万円かかるという試算を出しているところでございます。

それからもう1点、農業の費用対効果を含め、税の納入それから町政に対する農家の経済力は、ある意味豊かな部分として、町政には非常に反映されていることの理解をいただきたいというお話をいただきました。全く同感でございます。税の公平性を考えると当然ではございますが、あまり良い例ではございませんが、子どものいない家庭からすると学校教育に金を使うことは不平等ではないかとの理論もあります。しかし、子育ても農業も

国の未来を国策としてやらなければならない政策であると考えていくとこれはごく当たり前のことだと私は理解しておりますので、議員にもご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 1点、子どもの医療費の無料化は、概算で1,200万円ということなのですが、これを行うと今、1,000万円ぐらいの負担増をお願いすることになっても、差引ゼロということになるため、問題はないのかと先ほどお伺いをしたところで。また、来年もこの数字になり、調整金の関係で問題が出てこないのかということをお聞きできれば、先ほど答弁がなかったようですので、お願いしたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） この部分では、まだ私自身の思いでありますので、現実的に政策を具体化することになりますと今、調整金の問題もそうですが、保険料の問題、全体的な問題を含め検討し、提案しなければならないことになりますので、ここでの答弁を今の立場では、お許しをいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本です。そのようなことであれば町に余裕があるのですねとよく国は、箱物など他の何かやるとあなたの町は、所得税も上がったし、余裕あるねと言われ減るものもいっぱいあります。それもそのことに見られはしないのか心配していることなので、そのことだけです。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、本来国がやる施策だと思っています。それを何で町村がやるのか。我が町に来たら安心し、子育てができる町にしていきたいという願いでございますが、先進地と言われている自治体は、既に高齢者の75歳以上に対し、医療費を無料にしているところもございます。また、子どもたちの医療費を無料にしているところもございますので、金に余裕があるからペナルティを受けているのかどうかの実態も含め、調べながら現実的な提案をもし私が2期目も引き続き行うことになりましたら、提案をさせていただきたいと思っておりますので、また、皆さんと共に知恵を出し合いながら、ご意見を賜りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。先ほど来から、いろいろと町長の考え方も伺いました。今回の国保税の改正は、法定限度額のみでは、高額納税のみの片寄った不公平な内容であり、まじめに働き、納税に努力している加入者に対し、納税意欲を損ないかねない内容であります。国保の加入者約44%に対してのみ一般会計からの繰入金は、独立採算制の原則から、他保険の加入者に対して税金である町財政の支出は不平等感があります。町長のお考えの中に国は平成25年、今から3年後ですが、見直しに入るため、その時点

で、再検討するような考え方ではありますが、この一般会計からの財政補てんについても、一定の目安もなく、当町の将来の安定した国保運営の維持につながる内容には乏しい。

また、昨年、町民に説明し、理解を得た賦課総額 1,000 万円増額の内容と合意していない。

以上の点から、この改正案は、将来の国保運営に対する財源確保と加入者が万が一、病気やケガの際、将来も安心できるような医療制度を守り、維持できる適切な内容のものではないと考えます。

よって、今回の国保税の改正には、反対いたします。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

5 番、小林一甫君。

5 番（小林一甫君） 5 番、小林です。ただいま、反対討論がございましたので、私から賛成討論をさせていただきます。

国民健康保険税の税率改正につきましては、国保会計が厳しい運営をされている現状と町長が提案された中身につきましては、何度も説明を受け、私どもも十分理解しているところでございます。税率を今、上げておかなければ、調整交付金に影響が出ることから、せめて法定限度額だけでもという今回の税率改正であると思います。このことにつきましては、町長も苦渋の選択をされたと理解をしております。

このことから、町民税関係の改正と国保会計の現状から今回の条例改正につきましては、賛成討論とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 次に、反対討論の発言を許します。

7 番、工藤弘喜君。

7 番（工藤弘喜君） 7 番、工藤です。この議案第 40 号についての反対討論ということで、ひと言反対討論いたしたいと思います。

まず、今回のこの町税条例の一部を改正する条例につきましては、いわゆる国の地方税法の改正でありまして、町が自主的に、自発的に行うものではないということも十分理解しながら、反対討論をする訳ではありますが、先ほどから国保の関係も含め、いろいろとお話がありますが、この 9 ページの 1 から 9 までにかかわる部分については、私はすべて賛成するものであります。これは、国保の問題を含めて賛成するものであります。ただ 1 点、この 10 番目の非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に対しての問題がいくら考えてみても、やはり理解しかねるところをもって、反対討論にしたいと思います。この問題は、先ほども説明の中でもありましたが、言ってみれば、いわゆるこの上場株式を取得することによって得た譲渡益あるいは配当益については、免除する中身であります。これは、どのような中身なのか簡単なことでしかふれていませんが、やはり重い意味合いをもった中身ではないのかととらえております。1 つは、やはりこれは、小泉内閣時代の 2003 年から出てきたものであります。いわゆる証券優遇税制と言って、いわゆる富裕、金融資本をどう構築していくのか。あるいは貯蓄から投資することに対して行われてきた施策であります。今現在どうなっているのかと言った時、もう既に破綻をしている状況になっているのではないのか。さらに、それを現在の私たちの町民あるいは国民の状況から見て妥当な政策、道理のある政策と言えるのかどうかを考えてみましても、非常に問題がある。少なくとも雇用、所得の問題など、今の国保の問題での議論の中でも

ありましたが、非常に大変な状況になっている。いわゆる若年層の労働が大変な状況になっている。それにとどまらず、いわゆる所得の伸びも非常に後退している。その中にあり、このようなものにだけ非課税措置をかけることが、はたしていいのかという問題です。

それともう1点。町財政が本当にひっ迫している中、少なくとも本町にあっては「財政健全化戦略プラン」という形で、それぞれが努力しながらやっている中、このような、いわゆる金融所得を優遇したり、資産家を優遇するようなことで果たしていいのかという問題から考えてみると非常にやはり問題のある税制改正になっているのではないかと私はとらえています。その点で、これはやはりそこには道理もある訳ではなく、政治に対する方向性も非常に問題があるという意味も含めて、この10項目に反対をするということでの反対討論といたします。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 賛成討論します。このただいまの工藤議員から10番、これ、平成25年から実施するという事なら、まだ3年ある訳で、今回、ここで反対しても意味がないものであり、これは、町長、どうして25年1月1日から実施するものが出てきたか僕は疑問に思っていたのですが、これは、反対理由にはならないので、とにかく全員協議会で3時間近くもかけて、僕が反対した時には、入ってなかったのです。はっきり言いまして、これは関係ないので、この9番までのものすべてと10番も含め賛成します。

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） それぞれの議員がそれぞれの思いをのせて討論をいたしておりました。それで実態として、どのような状況にあるのかは、それなりに認識しているつもりであります。しかし、今、この10項目における改正の関係で、ここにとどまることが正しいのかどうか判断した時、それぞれ財政の状況を苦慮しながら会計を整理している職員等の苦勞も十分周知の上であります。本議案に対して、今の状況も町長から説明がありましたように、25年の国保の国の見直し等もしっかり見極めていくことに焦点を合わせ、かつ、工藤議員から言われましたこの配当の問題等については、私も矛盾を感じますが、前段申し上げましたように、この議案について、ここで足止めを食う訳にはいかないとの観点から、本案の成立に向けての賛成討論にしたいと思います。

議長（橋本憲治君） それでは、反対討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） なしと認めます。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(橋本憲治君) 挙手多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第41号の質疑を行います。議案書11ページです。
1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第41号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長(橋本憲治君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成22年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。
本日は大変ご苦勞様でございました。

閉会 午後12時28分